

特許庁委託

**台湾模倣対策マニュアル  
(実務編)**

2017年3月

公益財団法人 日本台湾交流協会

## 二、模倣品の調査及び発見

権利者が模倣品をなくすために最初に行わなければならないことは、模倣品の調査及び発見である。しかし、大きな台湾市場において、いかなる方法であれば効率的に調査を実施し模倣品を発見することができるか。これについては、二つの方法が考えられる。一つは、権利者自ら調査を行うこと、もう一つは、商標又は著作権の侵害案件が刑事犯罪となる場合に、関係政府機関の職権による調査の発動を請求することである。以下では、この二種類の調査方法について、その詳細及び手続きを説明する。

### (一) 企業が自ら模倣品を調査する方法及びそれに要する費用

#### 1. 調査会社の選択

##### (1) 適切に調査会社を選択することの重要性

模倣品の存在は企業のマーケットに対し大きな影響を与えるため、権利者の多くは模倣品の問題を非常に重視している。権利者の商品を購入する消費者、権利者の従業員、販売代理店、エージェント又はその他の提携先が市場で模倣品を発見したときは、多くの場合は直接又は間接的に権利者に通報する。これら権利者への通報によって得られた模倣品に関する手掛かりが不明確である場合又は初期的な法的対応をするために十分な証拠を収集できなかった場合等は、後日、法的手続きにおいて証拠収集者が証人として法廷に召喚される可能性を考慮して、権利者は通報を受けた後、専門的な調査会社に依頼し、既に把握した手掛かり又は特定の調査対象者に関する証拠を収集することが多い。

また、模倣品を発見したが、関与している業者の特定ができず、或いは模倣品の存在を発見しないが、マーケットにおいて果たして模倣品が販売されているかを調査したい場合（例えば、定期的に市場上の違法模倣品をチェックすることが会社内部の方針になっているとき）も、調査会社に調査を依頼することがある。しかし、様々な調査会社が存在し、且つそれぞれの質に差があるので、特に違法な調査手段を使わない信頼できる調査会社をいかに選択するかは、権利者にとって重要なことである。すなわち、信頼できる調査会社でなければ、忠実にその経験をふまえて調査をすることによって権利者の目的を達成することは期待しがたい。更に重要なことは、合法的な手段で調査を行なう調査会社でなければ、その自身の違法調査行為により権利者が違法行為を行なうことになってしまい、そして報道機関に違法行為を報道されるという重大なリスクが生じてしまうことである。

## (2) 調査会社を選択する方法

### ① 法律事務所を通じて調査会社に依頼する方法

専門的に模倣品侵害案件を処理している法律事務所は一般的に長期間提携している調査会社のリストを有し、権利者は法律事務所を通じて専門的に模倣品調査をしている調査会社に依頼することができる。これに加えて、法律事務所を通じて依頼することには以下のようなメリットがある。

- ▶ 専門の弁護士はもともと大量に模倣品侵害訴訟案件を処理した経験を有しているため、調査会社に対し、将来、法的行動をとるときのための調査の方向性を指示することができること
- ▶ 専門の弁護士によって調査会社を監督し、且つ調査会社に対し違法な調査手段をとらないように注意させることができること
- ▶ 調査で最も重要なのは秘密保持であるが、権利者がいろいろな調査会社と接触してまわることは、調査対象者及び調査の方針が漏洩するリスクがあり、後日の証拠収集に対し不利益が生じる可能性があること
- ▶ 権利者が調査会社と直接接せず弁護士が法的観点から調査会社に必要な事項のみの連絡をすることができること

### ② 自ら調査会社を選択する際に考慮すべき事項

権利者が、法律事務所を通じず自ら調査会社に依頼する場合、調査会社選択の際に考慮すべき事項及びその理由は、以下のとおりである。

考慮事項	理由
設立時期	長年の調査経験がある調査員が独立して設立した調査会社である場合を除き、設立からの期間が5年未満の調査会社に依頼することはお勧めしない。その理由は、設立からの期間の短い調査会社は、一般的に調査の経験と技術がなく、かつその忠誠度、秘密保持の程度についても、市場による評価を經ていないからである。
過去に受任した案件の性質	調査会社には、個人の配偶者の浮気を主に調査している会社も、商業調査を専ら行なっている会社もある。専門的に商業調査案件を行なっている調査会社に依頼することをお勧めする。
調査会社の調査員について過去ネガティブなニュース、評価又は刑事案件	調査会社の調査員は案件を調査するために権利者の内部情報を得るが、一方で調査対象者に接触する可能性がある。調査会社の調査員の質に問題がある場合、調査対象者に対し権利者の調査方法を漏らす

<p>の記録を有するか</p>	<p>ことによって不当な報酬を得る可能性、権利者の代理人であると装い不当に調査対象者を恐喝し金銭を強要する可能性、又は違法な調査手段を使い権利者のイメージに重大な悪影響を与える可能性がある。これらのような調査会社の調査員を選んでしまうことがないよう、権利者は調査会社と接触する場合、自らインターネットで当該調査会社についてネガティブなニュースや評価がないか、又は違法な調査手段の使用について検察官から起訴され、若しくは裁判所から刑罰を言渡されたことがないか、又は賠償支払いを命じる民事・刑事案件の記録がないかを予め調べるべきである。</p>
<p>見積もり</p>	<p>調査費用は、基本的に調査の種類ごとに一定の相場がある。台湾北部、中部、南部各地に行くための費用の見積りは異なるものの、概ね一定の市場の相場がある。権利者が自ら調査会社を訪問した場合、報酬の相場に詳しくないことが原因で莫大な調査費用を払ってしまう可能性もある。権利者が市場の相場を理解していれば、不当な見積りを出した調査会社をまずリストから除外することができる。</p> <p>調査会社の報酬の相場については、あくまで予備的検討のための参考であるが、本章別紙を参照されたい。具体的な案件においては、調査会社に評価及び正確な見積りを請求すべきである。</p>
<p>初期段階で提供した調査方針の実現可能性</p>	<p>経験のある調査会社は殆ど、最初の接触の段階で実行可能性のある調査方針を示すことができる。例えば、製薬業者である権利者が市場において偽物の薬や模倣薬の有無の調査を希望する場合、経験のある調査会社であれば、台湾で登録されている医薬品販売店の名簿を調べ、同時に製薬業者または製薬業者の販売代理店と取引していない医薬品販売店、又は製薬業者または製薬業者の販売代理店との取引が突然大幅に減少した医薬品販売店を調査するようアドバイスするはずである。</p> <p>また、調査対象者が直接消費者に対し販売していない上流業者である場合、経験のある調査会社は予め十分な準備をした上で、偽装の又は既存の関係を通じて中流の業者を装って順調に当該調査対象者で</p>

	<p>ある上流業者に接触することができる。特に特許侵害案件においては、最近では半導体又は液晶などのハイテク製品部品の購入者は概ねごく少数の業者に限られており、調査対象者に信頼されなければ、サンプルを取得することさえできず、そして警告状送付又は訴訟等の権利行使のための手続きも開始することができない。</p> <p>従って、権利者は、調査会社が最初に提案した調査の方針の実行可能性を判断し、当該調査会社と連携するかを決めることができる。</p>
規模又は協力している調査員の数	<p>権利者が定期的に大規模に市場の違法模倣品を排除することを会社の方針としている場合、権利者が必要とする調査は必然的に大量且つ密集したものとなるため、規模が小さ過ぎる、又は外部の協力調査員が少なすぎる調査会社は、かかる権利者の需要を満たすことはできない。</p>
外国語能力又は外部提携している翻訳会社の品質	<p>権利者自身が中国語が分からず、調査会社に日本語又は英語等の外国語の報告書の提供を求める場合、調査会社がこのような外国語能力を有することも、権利者が調査会社を選択する際の必要な事項である。</p> <p>実際、このような外国語能力を有する調査会社は多くはない。したがって、多くの場合、調査会社は連携している翻訳会社に依頼するが、この場合翻訳会社も翻訳を通じて調査の内容を知ることになるので、翻訳会社の専門翻訳の能力に加え、翻訳会社が信頼できるかを認識することも重要である。</p> <p>実際、多くの権利者が秘密保持目的で、法律事務所に調査会社の調査報告の翻訳を依頼している。</p>

## 2. インターネット上の模倣品調査

今日のインターネット取引は、実体取引よりも活発となっており、大部分の販売者は自らの会社若しくは商号のオフィシャルサイトを成立し、または電子商取引プラットフォーム、フェイスブック等のソーシャルネットワーキングサービスを利用するなどの方法で、ネット店舗を有する。「Yahoo!奇摩」オークション、露天ネットオークションなどは、台湾でよく利用されている電子商取引プラットフォームであり、最近有名になったのが、「蝦皮」オークションという電子商取引プラットフォームである。

従って、ここ数年は、模倣品の調査及び発見は、まずインターネットの調査をすることから始まるのが一般である。ネット調査は、権利者が模倣品侵害業者の存在及びその権利侵害のありうる態様を知る最初的手段であり、その結果に応じてさらに調査会社の調査員に依頼し特定又は不特定の模倣品侵害業者と接触し証拠収集をするかを定める。実際、指示を受けた調査会社の調査員も概ねネット調査から始め、これに応じてさらなる具体的な調査戦略を立てることになる。

インターネット上の模倣品調査について最も重要な点は以下のとおりである。

重要事項	理由
<p>ページの時間及びサイトアドレスを保存(セーブ)する</p>	<p>サイト上のページの更新スピードは速いので、模倣品と疑われる商品に関する情報がページに掲載されているのを発見したときは、直ちに保存することが必要である(例えば、PDFで保存する)。保存内容は、模倣品の情報に加えて、保存日時及び保存したサイトのアドレスも表示されていることが必要である。保存日時により模倣品侵害業者の侵害時点が分かり、そしてサイトアドレスを保存することにより証拠収集の情報源を証明できるからである。</p> <p>さらに、模倣品と疑われる商品に関する情報がページに掲載されているのを発見したとき、権利者は法律事務所を通じて公証人に権利侵害のページの公証を依頼することがある。これは後日模倣品侵害業者からページの真実性を否認されることを防ぐためである。</p>
<p>売主を特定するための情報を保存する</p>	<p>売主を特定するための情報(自然人の氏名又は会社名称、連絡電話、連絡住所、電子メールアドレス及び銀行口座番号等を含むが、これに限らない)を保存する。これは、後日模倣品侵害業者を具体的に特定することにより、警告状の送付又は法律訴訟の提起というさらなる法的行動をとることができるようにするためである。</p> <p>携帯番号及び銀行口座番号については、後日関係政府機関が携帯番号及び銀行口座番号を通じて当該携帯番号及び銀行口座番号を申請した者を特定することができ、これによって模倣品侵害業者を具体的に特定することができる。</p>

<p>売主の取引メッセージ及び評価を保存する</p>	<p>以下のような情報を収集できるよう、売主の取引メッセージ及び評価を保存する：</p> <p>売主の経営規模を証明するために、「模倣品侵害業者の具体的な取引記録回数」を保存する。</p> <p>売主が既にその販売する商品は模倣品であることを知っていたことを証明するために、「消費者（買主）は売主が商品の品質が悪いこと又は模倣品を販売したことに対しクレームを出した」ことに関する記録を保存する。</p> <p>「商品が安価であるため真正品であることを期待できない」、「真正品と酷似している」又は「A級品です」などの記載は、直接又は間接的にその商品が模倣品である情報を示すものであり、売主が既に販売する商品が模倣品であることを知っていたことを証明することに資するものである。</p>
----------------------------	--

## (二) 関係政府機関による模倣品の職権調査——関係政府機関訪問、関係の維持など

### 1. 関係政府機関が職権調査を発動するメリット

以上の説明は権利者が自ら模倣品を調査する方法及び費用に関するものであったが、商標の模倣及び著作権に関しては、刑事責任の対象であるため、権利者は関係政府機関に対し告発及び告訴により関係政府機関による職権調査を促すこともできる。

権利者が自ら模倣品を調査するよりも、関係政府機関の職権調査は、より効果的でありかつ権利者にとって費用の節約にもなる。例えば、警察はある電子商取引プラットフォーム上にある売主が権利者の商標を模倣した商品を販売した疑いがあると認識し、且つ権利者が鑑定報告書を提出し当該売主が販売している商品が確かに模倣品であることを確認した場合、警察は正式に当該電子商取引プラットフォームに書簡を送付し当該売主を特定できる資料の提供を求めることができ、電子商取引プラットフォームは警察の刑事調査に協力するためその資料を提供する。一方、権利者が電子商取引プラットフォーム業者に対し売主を特定できる資料の提供を要求しても、電子商取引プラットフォーム業者は個人情報に該当するという理由で拒絶している。

また、注意すべきであるのは、電子商取引プラットフォーム業者のメインフレームが台湾にない場合、たとえ警察が正式に当該電子商取引プラットフォーム業

者に対し当該売主を特定できる資料の提供を求めても、実際、当該業者が海外のメインフレームで保存している資料の提供を取得できない場合が多いことである。

なお、関係政府機関による模倣品の職権調査は刑事事件に係るものに限定されるため、商標法又は著作権法違反に限定され、専利法違反は含まれない。専利法違反は民事責任しかないので、関係政府機関は原則として私人間の紛争に主体的に介入しておらず、また介入すべきもないからである。

## 2. 職権調査を行なう政府機関の範囲

### (1) 権利者が模倣品を職権調査する政府機関を適切に認識する必要性

関係する政府機関には、警察、調査局、検察署及び税関などがある。警察の中には、商標権及び著作権侵害を専ら扱っている知財警察である「刑事警察大隊」がある。

これらのなかで、税関には商品の輸出入業務を管理、監視するため、特殊な水際管理措置システムがある。関連する規定には、「税関による商標権保護措置実施規則」（海關執行商標權益保護措施實施辦法）、「税関が特許及び著作権保護措置の協力・執行に関する作業要点」（海關配合執行專利及著作權益保護措施作業要点）などが含まれる。これについて、第7章「水際対策」詳しく説明する。

商標権及び著作権の登録を受理する行政機関が智慧財産局であるため、商標権又は著作権侵害案件に詳しくない権利者又は通報者は直接に智慧財産局に対し通報することがある。かかる通報に対して、智慧財産局は、関連証拠を改めて警察、調査局、検察署に提出ように書簡で回答したり、或いは直接案件を警察、調査局、検察署に移送したりするが、いずれにしても、多かれ少なかれ案件処理の進捗が遅れることになる。さらに後者の場合、初期の段階で警察、調査局、検察署等の担当者等の連絡情報を取得できるとは限らない。従って権利者は模倣品について職権調査を行なう政府機関を正確に認識すべきである

### (2) 刑事警察大隊

刑事警察大隊以外の警察機関も商標権法違反又は著作権法違反の告発・告訴案件を受理することができるが、刑事警察大隊（知財警察）に比べれば専門性を欠いている。したがって、知財案件の告発・告訴案件は「刑事警察大隊」に対し提出することが望ましいと考える。以下は刑事警察大隊及び各管轄区域の支署に関する情報を表にしたものである。



(資料の出所: <http://spsh.yamnet.com.tw/ezportal/homeweb/catalog.php?infoscatid=15>)

部署	駐在部署	連絡電話		所在地
		自動電話	警察用電話	
刑事警察大隊 (大隊部)	台北	(02) 22150711	734-3151	新北市新店区安豊路 66 号

部署	駐在部署	連絡電話		所在地
		自動電話	警察用電話	
偵一隊	台北	(02) 22150658	723-2901	新北市新店区安豊路 66 号
偵二隊	台中	(04) 23890039	742-2598	台中市南屯区忠勇路 23-7 号
偵三隊	高雄	(07) 2362775	772-4961	高雄市新興区六合一路 130 号

### (3) 法務部調査局

調査局は、その設置根拠法令によると、国家の安全の維持及び犯罪の防止をその職務としている。犯罪の防止については、商標法違反又は著作権法違反の告発・告訴案件を受理、調査することができるが、調査局が政策的に重視しているのはこの種の案件ではない。従って権利者が既に証拠収集を完了し、かつ全台湾において同時に模倣品を捜査し排除することを計画しているために、各地の調査局の各部署の協力が必要であるような場合を除き、単一で個別的な商標法違反又は著作権法違反の告発・告訴案件は、「刑事警察大隊」に対し提出し、商標法・著作権法違反の告発・告訴案件の処理を求める方がよいと考えられる。

以下は調査局の所在地及び各管轄区域の支所に関する情報を表にまとめたものである。

(資料の出所: <https://www.mjib.gov.tw/EditPage/?PageID=68997624-8ae6-4d5d-955c-dd97c5ca1f87>)

NO.	部署	所在地	代表	通報電話
1	台北市調査処	台北市基隆路二段 176 号	(02)27368721	(02)27328888
2	高雄市調査処	高雄市成功一路 428 号	(07)2711131	(07)2818888
3	新北市調査処	新北市板橋區漢生東路 193 巷 2 号	(02)29642121	(02)29628888
4	基隆市調査署	基隆市崇法街 220 号	(02)24663030	(02)24668888
5	桃園市調査処	桃園市桃園區縣府路 19 号	(03)3345155	(03)3328888
6	新竹市調査署	新竹市經國路三段 126 号	(03)5386151	(03)5388888
7	新竹縣調査署	新竹縣竹北市光明五街 56 号	(03)5513215	(03)5558888
8	苗栗縣調査署	苗栗市玉清路 382 号	(037)324455	(037)358888
9	臺中市調査処	台中市西區英才路 525 号	(04)23023166	(04)23038888
10	彰化縣調査署	彰化市卦山路 12 号	(047)236116	(04)7248888
11	南投縣調査署	南投市民族路 486 号	(049)2222530	(049)2228888
12	雲林縣調査署	斗六市鎮南路 67 号	(05)5327661	(05)5328888
13	嘉義市調査署	嘉義市文化路 308 号	(05)2773345	(05)2778888
14	嘉義縣調査署	嘉義縣朴子市朴子一路 1 号	(05)3620012	(05)3628888
15	臺南市調査処	南市永華路二段 208 号	(06)2987777	(06)2988888
16	屏東縣調査署	屏東市合作街 51 号	(08)7539800-7	(08)7368888
17	花蓮縣調査署	花蓮市中美路 3 之 33 号	(03)8322074	(03)8338888
18	臺東縣調査署	台東市中興路二段 731 号	(089)236177-8 1	(089)236180
19	宜蘭縣調査署	宜蘭市津梅路 52 号	(03)9282111	(03)9288888
20	澎湖縣調査署	澎湖縣馬公市新明路 77 号	(06)9272207	(06)9278888
21	航業調査処	台中市梧棲區臨港路 4 段 390 号	(04)26560555	(04)26560555
22	航業処基隆調査署	基隆市中正路 303 号	(02)24633633	(02)24633633
23	航業処高雄調査署	高雄市前鎮區佛公路 167 号	(07)8121888	(07)8134888
24	福建省調査処	金門縣金城鎮西海路一段 65 号	(082)325211	(082)322888
25	馬祖調査署	連江縣南竿鄉介壽村 15 号	(0836)22258	(0836)22258
26	北部地区機動工作署	新北市中和区永和路 33 号	(02)22482626	(02)22482626
27	中部地区機動工作署	台中市西屯区福順路 500 号	(04)24615588	(04)24615588
28	南部地区機動工作署	高雄市小港区平和南路 129 号	(07)8122910	(07)8122910
29	東部地区機動工作署	花蓮市瑞美路 7 号	(03)823-3712	(03)822-6710

#### (4) 檢察署

台湾各地の檢察署は、その管轄区域内の案件に関して商標権法違反又は著

作権法違反の告発・告訴案件を受理することができる。しかし、専門的に商標法・著作権法違反の告発・告訴案件を処理する「刑事警察大隊」のように権利者又は通報者から案件を受理した後、密接かつ機動的に権利者・通報者と継続的に連絡して協力して捜査を進めていくことは期待しづらい。検察署が案件を受理した後は内部手続により案件が分配され、担当の検察官により捜査廷を開き権利者又は通報者に通知し法廷で説明を求めるかを決めるという、より複雑な手続きがある。従って権利者が単に刑事告訴の立件記録を求めており、その後の捜査に協力したくない場合を除き、基本的には、「刑事警察大隊」に対し商標法・著作権法違反の告発・告訴案件の処理を求める方が良く考えられる。

### 3. 関係政府機関訪問、関係の維持

以上のように、関係政府機関の職権調査を利用すれば、権利者が自ら模倣品を調査するより効果的であり且つ権利者にとって費用の節約にもなる。しかし権利者は多数存在するため、どのようにしたら自らの商標権及び著作権に対して関係政府機関に関心を持たせ職権調査を発動させることができるのであろうか。関係政府機関は自発的に著名商標の権利侵害の可能性がある案件を調査することもあるが、基本的には権利者から提供される情報、権利者との信頼関係によるところが大きい。すなわち、関係政府機関に対し自己の商標登録の態様、商品の種類、現在よく見られる模倣品の種類及び模倣の手法などを報告し、そして、市場上の模倣品の多発により関係政府機関が職権調査を発動することによって、模倣を根絶し、権利者の権利及び消費者が合法安全な商品を買える権利を保護すべきことを強調する事が重要である。

刑事警察大隊の主な業務は商標の模倣又は著作権に関する案件の処理であるので、当該部署に時間的に余裕がある場合、一般的に権利者と話し合うことを歓迎しているので、同機関を訪問することによって、普段から信頼関係をたもつことができることに留意すべきである。権利者とその権利に関する情報を共有することによって当該部署は実際に案件を受理する際に円滑に権利者からすぐ鑑定について協力を得られるからである。しかし調査局及び検察署については、その所管する案件は商標の模倣・著作権に関する案件に限定されておらず、また検察署については、検察官は司法の独立を考慮する必要があり、かつ平日も捜査廷の開催などで多忙であるから、法律に関する特別な研究会といった機会がない限りは、権利者が調査局及び検察署を訪問することは難しい。

税関との関係については、後述「七、水際対策」の章で詳しく説明する。

別紙:

報告の言語 台湾ドル（税込み）	中国語	中国語＋英語又は 中国語＋日本語 （日本語報告書を提 供しない調査会社 もある）
一、模倣案件の調査及び証拠収集 （サンプル費用は別途計算する）		
ネットによるサンプルの購入のみで、実店舗 訪問調査はない場合	5,250-6,300	5,250-8,400
台北市又は新北市	10,500-13,650	10,500-16,800
北部 （基隆市、苗栗以北。但し、台北市及び新北 市を除く）	11,550-15,750	11,550-18,900
中部（台中、彰化、南投以北）	12,600-15,750	12,600-18,900
南部	14,700-17,850	14,700-21,000
宜蘭	11,550-15,750	11,550-18,900
花蓮以南	14,700-17,850	14,700-21,000
二、模倣案件の取締りへの参加 （調査会社の人員が取締りの現場に赴く必要がある場合）		
台北市又は新北市	31,500-52,500	31,500-55,650
北部 （基隆市、苗栗以北。但し、台北市及び新北 市を除く）	36,250-73,500	36,250-76,650
中部（台中、彰化、南投以北）	42,000-73,500	42,000-76,650
南部	47,250-94,500	47,250-97,650
宜蘭	36,250-73,500	36,250-76,650
花蓮以南	47,250-94,500	47,250-97,650
三、模倣案件の証人 （調査会社の従業員が検察署又は裁判所へ赴き、証人になる場合）		
台北市又は新北市	10,500-31,500	10,500-34,650
北部 （基隆市、苗栗以北。但し、台北市及び新北 市を除く）	11,550-33,600	11,550-36,750
中部（台中、彰化、南投以北）	12,600-33,600	12,600-36,750

南部	14,700-35,700	14,700-38,850
宜蘭	11,550-33,600	11,550-36,750
花蓮以南	14,700-35,750	14,700-38,850
四、大規模に全台湾を範囲に調査する場合 (特定の業種において、特定の商品の販売状況を特定し調査する場合)		
10 軒以内、一軒の平均調査費用	5,250	5,250-7,350
30 軒以内、一軒の平均調査費用	4,200-5,250	4,725-6,300
50 軒以内、一軒の平均調査費用	3,150-4,200	4,200-5,250
100 軒以内、一軒の平均調査費用	2,625-3,675	3,675-4,725

### 三、模倣品発見後の行動

権利者が自ら調査を実施することによって市場で模倣品を発見したときに権利者がとることのできる主な行動及び対策には、サイバーモール（電子商店街）に対して通報すること、警告状を送付すること、民事訴訟を提起すること、及び刑事告発又は告訴により刑事捜査手続の発動を促すことなどがある。しかし、如何なる行動又は対策をとるべきかは、権利者の考え方や目的により異なる。

#### （一）権利者が自ら模倣品を発見した際の法的行動の選択：警告状、民事手続、刑事手続

##### 1. 各サイバーモール（電子商店街）に対する通報

###### (1) サイバーモール（電子商店街）で証拠を収集した結果模倣品が扱われていることが判明したが、単に侵害行為の停止のみを望む場合

権利者が単に模倣品業者の「模倣品販売による侵害行為の停止」を希望しているにすぎず、かつ、権利者が「Yahoo! 奇摩」オークション (<https://tw.bid.yahoo.com/>) 又は「露天」インターネットオークション (<http://www.ruten.com.tw/>) 等のサイバーモール（電子商店街）で証拠となる模倣品を購入した場合は、特に警告状を送付する必要はない。各サイバーモール（電子商店街）の「知的財産権侵害商品の摘発に関する規則」に従って権利者声明書及び通報書などに記入すれば（例えば、「Yahoo! 奇摩」オークションの規定は <https://tw.mall.yahoo.com/help/policy/copyright.html>、「露天」インターネットオークションの規定は [http://www.ruten.com.tw/system/server\\_center.htm?000600050026](http://www.ruten.com.tw/system/server_center.htm?000600050026) で入手可能である）、各サイバーモール（電子商店街）が通報を受理しこれを処理する。権利侵害が認定されれば販売は中止され、またサイト上から当該商品が削除されることになる。

###### (2) 留意すべき事項

各サイバーモール（電子商店街）が模倣侵害を認定しても、売主の個人情報保護のため、その対処はインターネット上から商品を削除することにとどまり、権利者に対し売主の連絡先等の情報を提供することは拒否していることに留意すべきである。したがって、権利者の目的が、単に模倣品業者の「模倣品の販売による侵害行為の停止」を求めることにとどまらず、さらに上流業者の情報提供、損害賠償を請求するなどその他の要求も含む場合、権利者は最初から各サイバーモール（電子商店街）に通報するという手段を取るべきではなく、以下に挙げるその他の行動及び行為を選択し、実行すべきである。

## 2. 警告状の送付

### (1) 警告状を送付する理由

権利者が自ら調査し市場で模倣品を発見した場合において、まず警告状を模倣品侵害業者に送付することがあるが、その場合、通常、以下のような理由による。

#### ① 権利者の模倣品侵害業者に対する要求事項が多岐にわたる場合

権利者がサイバーモール（電子商店街）で模倣の事実があることを発見した場合において、権利者の要求が、単に各サイバーモール（電子商店街）に通報しインターネット上から商品を削除することにとどまらず、さらに模倣品侵害業者に対し「権利者の損害の賠償」、「謝罪広告の掲載」、「在庫の模倣品の引渡し及び処分」或いは「具体的な上流業者の情報の提供」等を要求する場合、警告状に権利者の具体的な要求を明確に記載しておく必要がある。

#### ② 遅くとも警告状を受け取った日の翌日から模倣品侵害業者は侵害事実を明確に知っていた（「明知」）と主張したい場合

商標法又は著作権法の刑事責任は、行為者に「直接故意（明知）」又は「故意」があることを要件としている。そこで、このような主観的構成要件を模倣品侵害業者が確実に満たしているという証拠を収集できなかった場合に、実務上、権利者は警告状を送付して、模倣品侵害業者が遅くとも警告状を受け取った日の翌日から「明知」していたことになると主張するケースが多い。商標については、智慧財産法院 102 年度刑智上易第 72 号刑事判決がこのような見解を採用しているが、裁判所がこのような主張を受け入れるかどうかについては、ケースバイケースで判断されることになる。

#### ③ 権利者が正式な民事・刑事の法的行動をとるか否かをまだ決めていない場合

民事訴訟・刑事訴訟も選択肢の一つであるが、いきなり訴訟の対策をとる場合、時間・費用が掛かるため、侵害事情が深刻でなく、訴訟する前に、警告状送付も対応方法のひとつになると考える。警告状の相手方の模倣品侵害業者の返答いかんによって、さらに民事又は刑事の法的行動をとるかどうかを決める場合もある。

## (2) 警告状の内容及び注意事項

警告状の内容及び注意事項については、後掲「四、警告状送付」の章で詳しく説明する。

### 3. 民事手続、刑事手続

#### (1) 権利者が民事手続、刑事手続に従って案件を処理する理由

権利者が自らの調査で市場において模倣品を発見した場合において、模倣品侵害業者に対し民事手続又は刑事手続をとる理由としては、通常、以下のようなものがある。

- ① 権利者が模倣品侵害業者に警告状を送付したが、模倣品侵害業者から何ら回答がなかった場合。
- ② 権利者が模倣品侵害業者に警告状を送付し、模倣品侵害業者と交渉を始めたが、双方による協議の結果、模倣品侵害業者の対応が権利者の要求に達しなかった場合。
- ③ 悪質性が重大な模倣品侵害業者（例えば、再犯である場合、侵害の規模が膨大である場合、又は上流のサプライヤーである場合など）に対して、直接民事又は刑事の手段を講じることを考慮する必要があるため、先に警告状を送付するには及ばず、さらに警告状がやぶ蛇となりその後の刑事捜査における押収に悪影響が生じるのを防止すべきであると権利者が考えた場合。

#### (2) 注意事項

民事・刑事手続の詳細については、後掲「五、刑事手続」及び「六、民事手続」の章で詳しく説明する。

また、原則として、商標法、著作権法又は専利法に違反する模倣品に対して、上記の考え方で処理することができるが、専利法に違反する模倣品に関しては刑事責任がないため、刑事手続を利用することはできない。

## (二) 関係行政機関が模倣品を摘発した場合における関係行政機関への対応、協力方法等

---

上記(一)では、権利者が自ら模倣品を発見した場合に、権利者の考え方及び目的に応じて、サイバーモール（電子商店街）への通報、警告状送付、民事・刑事訴訟手段等をとる等の法的行動を臨機応変に自ら選択できるということを述べた。しかし、模倣品の案件は刑事犯罪に関わるので、模倣品が関係政府機関（例えば、税関、



警察又は調査局等)により摘発される場合もある。これは、商標法又は著作権法違反の場合に限られ、専ら法違反の場合については、単なる私人間の権利侵害の紛争には原則として関係政府機関が自ら積極的に介入することはないので、含まれない。関係政府機関により模倣品が摘発された場合、法的行動を主導するのは関係行政機関であるため、権利者が関係行政機関にどのように対応し協力すべきかについて、以下に説明する。

## 1. 鑑定への協力

### (1) 権利者は、関係行政機関から真偽判定の要請を受けた場合、積極的に協力すべきである

権利者による関係行政機関への協力のうち、関係行政機関にとって最も重要であるのは鑑定である。即ち、関係行政機関が特定した物品（例えば、あるインターネットで売主がインターネット上に掲載している疑わしい商品の写真）又は押収した証拠物（一般市民が関係行政機関に告発した際に提出した証拠物又は関係行政機関が先に証拠として収集した証拠物又は関係行政機関が取締りの結果押収した証拠物）等が、果たして権利者が生産又は授権生産した真正品なのか、それとも模倣品であるのかを判定することが最も重要である。後日被告が法廷において、権利者が自ら行った真偽判定は公平性に欠けるとして、権利者が提出した鑑定報告の証拠能力を否定する可能性はある。しかし、案件の発端においては、権利者の鑑定協力がなければ、基本的に関係行政機関は真偽を識別することができないので、模倣品侵害案件はそれ以上進められなくなる。よって、関係行政機関から権利者に対し鑑定への協力を求められたときは、積極的に協力すべきである。

### (2) 鑑定への嘱託

大多数の模倣品侵害案件の被告は、権利者の鑑定報告結果を争わない。その理由は、権利者の多くは真正品の生産業者であり、だれよりも商品の詳細及び特徴を熟知しているからである。しかし、一部の少数の案件においては、権利者が提出した鑑定報告の証拠能力を被告が執拗に否定するケースもある。その場合の対応方法は、刑事訴訟法第 208 条 1 項の規定<sup>1)</sup>により、裁判所又は検察官が権利者に嘱託し鑑定を行なせることによって権利者が提出した鑑定報告に証拠能力を生じさせるというものである。ただし、被告が頑なに、公平性を欠くという理由をもって、権利者が嘱託鑑定を受けるべきでない、と裁判所又は検察官に対し主張することが想定される。この場合、権利

---

<sup>1)</sup>刑事訴訟法第 208 条 1 項「裁判所又は検察官は、病院、学校又はその他相当な機関、団体に対し、鑑定、他人の鑑定の審査を嘱託することができ、第 203 条ないし第 206 条の 1 の規定に準用し；口頭報告又は説明が必要な場合、鑑定又は審査を実施した者に命じることができる。」

者がかつて、例えば偽造薬模倣品案件で、裁判所から権利者の製薬工場試験室での化学分析鑑定を嘱託され公文書を作成したことがあるなど、裁判所又は検察官が権利者に嘱託するに足るような実績があれば、通常その他の案件においても裁判所又は検察官はそれにならって処理する。

なお、侵害鑑定報告の内容及び書式については、後掲「五、刑事手続（四）侵害鑑定」、「六、民事手続（二）本案訴訟の請求 4. 侵害鑑定」及び「七、水際対策 書類文例」を参照されたい。

## 2. 証拠収集への協力

関係行政機関が模倣品を摘発するにあたり、如何なる証拠物も未だ押収していない場合は、模倣品侵害業者等の被疑者から証拠収集のために購入する必要がある。関係行政機関は、その予算に制限があったり、又は年度の予算が既に残っていないなどという場合に、権利者に対し、費用を負担して被疑者から物品を購入し、証拠収集してほしいと要請することもある。「二、模倣品の調査及び発見」の章で言及したように、証拠収集を行う者は、自身が後日、法的手続きにおいて証人として法廷に召喚される可能性を考慮したうえで、専門の調査会社に証拠収集を依頼することが多い。権利者は、自身が模倣品対策の予算を設けているのか否か、及び、関係行政機関の証拠収集に協力することが、将来的に関係行政機関による権利者市場の模倣品撲滅の重視に繋がるのかどうか、の兼ね合いなどを考慮して、このような費用を負担するかを決定することになる。

## （三）行動をとる前の留意点

---

以上、権利者が自らの調査で模倣品を発見した場合及び関係行政機関により模倣品が摘発された場合という二つの状況について、それぞれ権利者がとることのできる行動及び協力を説明した。行動及び協力をする前の最も重要な留意点は、そもそも権利者自身が模倣品の撲滅及び処理に対し如何なる方針又は姿勢をとっているのかという点である。模倣品侵害案件処理の目標が、「侵害行為の停止」か、「権利者の損害の賠償」か、「謝罪広告の掲載」か、「模倣品の引渡し及び在庫品の処分」か、それとも「具体的な上流業者の情報の提供」なのか、等を定めて、初めて、権利者がとるべき行動を決めることが可能になる。また、関係行政機関の模倣品摘発に対し、権利者は、将来の模倣品の撲滅又は処理を見据えた長期的計画のもと、積極的に協力するのか、それとも単に鑑定協力はするが費用は負担しないという消極的態度にとどめるのか、などを前もって決めておくことにより、関係行政機関からの要求に対し即座に対応することができると同時に、権利者自身の目的も達成されることになる。

# 産業財産権における模倣対策のご案内

公益財団法人日本台湾交流協会では特許庁からの委託により、海外進出日系企業を対象とした産業財産権の侵害対策事業を実施しております。具体的には、現地にて以下の活動をしております。

1. 台湾における産業財産権の模倣対策に資する情報の収集
2. 弁護士、弁理士など産業財産権の専門家を講師としたセミナーの開催  
現地で活躍する専門家から最新の情報を得る機会です。
3. 産業財産権に関する相談窓口の設置  
産業財産権の権利取得手続きから、産業財産権の侵害に関する相談まで、幅広いご質問にお答えいたしますので、是非ご利用ください。

※相談窓口の利用、セミナーへの出席、その他ご不明な点については、  
公益財団法人日本台湾交流協会 貿易経済部までお問い合わせください。

TEL：03-5573-2600

FAX：03-5573-2601

H P：http://www.koryu.or.jp

[特許庁委託] 台湾模倣対策マニュアル（実務編）

---

平成29年3月 発行

【禁無断転載】

発行者 舟 町 仁 志

発行所 公益財団法人 日本台湾交流協会  
東京都港区六本木3-16-33  
青葉六本木ビル7階

印刷所 株式会社 ニッケイ印刷

執筆協力：理律法律事務所（LEE AND LI Attorneys-at-Law）

台北市敦化北路201号7階

---